別表独立行政法人中小企業基盤整備機構の項の第三欄の第二号中「第三十八条第一項第二号（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）」を「第三十九条第一項（機構の行う商業活性化・都市型新事業立地促進業務）」に、「第三十一条第一項第一号」を「第三十九条第四条第一項第一号」に改め、同欄の第三号中「第三十八条第一項第二号に掲げる」を「第三十九条第一項に規定する」に、「第三十一条第一項第一号」を「第三十四条第一項第一号」に改め、同欄の第五号中「機構法附則第五条第一項第一号から第三号まで（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）に掲げる業務、機構法附則第六条第三項第一号（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）に掲げる業務又は」及び「（機構法附則第五条第一項第一号に掲げる業務にあっては、当該業務に係る土地の権利の移転の仮登記又は移転の請求権の保全のための仮登記を含む。）」を削り、同欄の第六号中「機構法附則第五条第一項第一号から第三号までに規定する譲渡に係る業務、機構法附則第六条第三項第一号に規定する譲渡に係る業務」を削る。

別表独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の項の第三欄の第三号及び第四号中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

○財務省告示第百四号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人大学評価・学位授与機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人地域医療機能推進機構	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）

別表独立行政法人日本万国博覧会記念機構の項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の項を削る。

○財務省告示第百五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の四第一項、第三項及び第四項並びに第二十七条の五第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件（平成二十三年六月財務省告示第二百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示の別表三及び別表四に掲げる減価償却資産で同日前に取得又は製作若しくは建設をしたものについては、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

本文第三号を削り、本文第四号中「第十条の二の二第一項第一号ニ及び第四十二条の五第一項第一号ニ」を「第十条の二の二第一項第一号ハ及び第四十二条の五第一項第一号ハ」に改め、「（電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。）」を削り、「別表四」を「別表三」に改め、同号を本文第三号とし、本文第五号中「別表五」を「別表四」に改め、同号を本文第四号とする。

別表一1の項中「（別表四15の項及び17の項において「日本工業規格」という。）」を削る。

別表三を削る。

別表四1の項を削り、同表2の項を同表1の項とし、同表3の項から8の項までを削り、同表9の項中「11の項」を「4の項」に改め、同項を同表2の項とし、同表10の項から12の項までを七項ずつ繰り上げ、同表13の項を削り、同表14の項を同表6の項とし、同表15の項から17の項までを削り、同表18の項を同表7の項とし、同表を別表三とする。

別表五を別表四とする。

○財務省告示第百六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第五項及び第二十八条第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

別表一中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第百七号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成二十六年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金

○財務省告示第百八号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十条第五号の規定に基づき、生命保険料控除の対象となる生命共済に係る契約を指定する件（昭和六十二年十二月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年分以後の所得税について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

第一号中へをトとし、イからホまでをロからヘまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　神奈川県民共済生活協同組合

○財務省告示第百九号

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第一条の二第一項第七号の規定に基づき、同号に規定する生命共済に係る契約を指定する等の件（昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　神奈川県民共済生活協同組合

○財務省告示第百十号

相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第一条の二第二項第五号の規定に基づき、同号に規定する傷害共済に係る契約を指定する等の件（昭和五十六年十月大蔵省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　神奈川県民共済生活協同組合

第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

○財務省告示第百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十六年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	三・五トン
二	五・〇トン
三	一八トン
四	三二、二四〇トン
五	一、五六七トン